2026年度大阪府交渉における交渉項目一覧

2026年11月10日現在

要求番号	要求内容
教育	
1	府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
①	府内各地域に、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、小・中・高等部のある知的障がい支援学校の整備計画を策定し、12年間を一貫して同じ支援学校に通学できるようにしてください。
②	特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消をできる限り早期に行うことを定めた新校整備計画をただちに策定してください。
③	「特別支援学校設置基準」および「特別支援学校施設整備指針」に基づき、子どもたちに豊かな教育が保障できるように十分な普通教室や特別教室を適切に準備・配置してください。
⑥	府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
イ	北河内地域の通学区域については、子どもたちが市単位で、同じ学校で、小中高と一貫して通えるように条件整備を行ってください。来年６月頃に予定されている2029年度からの通学区域割の変更に関しては、一方的に上意下達で決定するのではなく、今年度の秋までに保護者、教職員、関係者の意見を聞く場を設定してください。また、「通学区域が変更される」ことや「発表の時期が2027年６月ごろ」であることすら周知が行き届いていません。府のホームページに掲載するとともに、各学校や関係機関を通じて保護者・教職員・関係者に早急に知らせてください。
ウ	交野支援学校四條畷校の工事中の移転に関連して、生徒・保護者への配慮と丁寧な説明、教育環境の整備、余裕を持った移転・詳細スケジュールの管理、教職員への適切な対応、専門業者による備品・教材の移動計画策定、移転後のフォローなどの必要な対策を行ってください。また、校舎移転による通学方法の変更に関連し、通学保障について必要な対策を講じてください。
エ	本校化する交野支援学校四條畷校に関連して、普通教室は南向きを基本として配置し十分な面積を確保してください。日常生活学習室、理科室など必要な特別教室を十分に確保し、特別教室の兼用は行わないでください。雨天等、運動場などが使用できないときの屋内活動場所や学年集会や多人数の授業用の教室を確保してください。子どもがパニックになるなど、不安定なときにクールダウンできる部屋を確保してください。その他、児童生徒にとって快適な教育環境を整備してください。学校規模を適切な人数にするために250人程度までにしてください。そして、必要な教室を確保し教育環境を整えるために、四條畷校の教職員が作成した教室配置案を最大限尊重してください。また、子どもたちにとって大切な多目的室を民間に貸し出ししないでください。多目的室内の不必要なトイレ・シャワー室は、他の必要な場所に移動してください。子どもの活動スペースが狭くなるため、多目的室内の湯沸室は撤去してください。
オ	2029年度の交野支援学校四條畷校の本校化だけでは、北河内地域の支援学校の設置基準不適合と教室不足を解消することができません。早急に、枚方・交野地域と門真地域に小学部・中学部・高等部のある知的支援学校を新設してください。支援学校新設までに５年を要します。2032年度に設置基準不適合と教室不足を解消するため、今年度中に新設整備の予算措置をしてください。また２校新設までの間、北河内地域４校の「過大・過密」状態が続きます。２校新設までの間の必要な対策を講じてください。
オ	東大阪市に小学部・中学部・高等部のある知的障がい支援学校を新設し、小・中・高の12年間同一の学校に通えるよう条件整備を行ってください。
㉖	この間、小学部児童、中学部生徒が急増するもとで、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。
②	府立支援学校への通学に係る支援は、教育行政として実施すべき内容であることを踏まえ、大阪府教育委員会と市町村教育委員会が協力して制度を整えることができるよう、市町村にむけた支援制度を創設するとともに、未実施の市町村に通学支援制度の創設を働きかけてください。
5	医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。
①	医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。
6	老朽化した大阪北視覚支援学校及び中央聴覚支援学校を現在の敷地内で立て替え、存続させてください。両校ともに寄宿舎を存続させたうえで立て替え、その機能をさらに充実させてください。また、学科の再編などを検討する場合は、当該の学校・教職員及び当事者・保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。
②	通学困難や家庭状況などを考慮し、必要な児童生徒の入舎を認めてください。
⑤	支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。
⑥	府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。
②	同様に府内中学校支援学級卒業生の約8割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。
③	学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。
20	障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
①	支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください。
22	すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
①	小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やＬＤ、ＡＤＨＤ等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
④	特別支援学級や通級指導教室を利用しない、不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となるような教室を整備し、専任で対応できる教員を配置してください。
23	手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講じてください。
①	ろう児童等が在学する府立高等学校及び市町村立学校における手話習得機会の確保促進の観点から、意思疎通手段について手話言語を選択している児童生徒の在学状況を年間を通して定期的に把握し、その結果を公表してください。
②	ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。
24	大阪府学校教育審議会支援教育部会が開かれ、「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が議論されました。既存の学校・寄宿舎を存続させ、さらに充実させてください。学科の再編などを検討する場合は、盲学校ろう学校のあり方について必ず当事者団体に意見を聴取することとし、当該の学校・教職員及び保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。
放課後保障	
25	家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。
⑤	災害時の対応を学校と事業所間で共有できるよう話し合いの場を設ける等の対策を講じてください。
障害者総合支援法	
③	国の臨時改定による基本報酬引き下げに伴い、地域で真に必要な障害児・者の居場所やグループホームの新規開設が停滞しないよう、府内の需要バランスを精査し、必要地域における新規開設への独自の激変緩和措置や開設初期費用への補助を行ってください。また、2027年度の定期改定に向け、現場が黒字経営を維持し質の高い支援を継続できるよう、国に対して安易なマイナス改定を行わないよう強く求めてください。
④	障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。民間福祉施設で働く職員に対して、賞与支払い等への府独自の支援策を実施してください。
⑤	「北摂聴覚障害者センターほくほく」や「泉州聴覚障害者センターなんなん」「京阪聴覚障害者センターけいけい」は就労継続支援Ｂ型でありながら制度の狭間に取り残されたろう高齢者に対し、介護保険の代替的なサービスを提供しています。時間刻みを導入すると、障害特性に応じた支援を提供している事業所は軒並み潰れてしまいます。次期報酬改定で就労継続支援Ｂ型への「時間刻み報酬」を導入しないよう国に強く働きかけるとともに、大阪府として支援措置を講じてください。
32	福祉制度を活用した障害児者の学びの場の、支援内容の拡充と運営が円滑に進められるよう、支援策を講じてください。
①	自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族の「さらに学びたい」とのねがいが受けとめられるように、市町村と審査会に「自立訓練（生活訓練）に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」（令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡）の趣旨を徹底してください。また、利用期間2年の有期限を4年間に延長できるよう国に強く働きかけてください。
②	障害福祉サービスによる「学びの場」では、そこに通う学生（利用者）に通学定期や学割が適用されません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、ＪＲ西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。交通費等を一部支給する「更生訓練費給付事業」を実施する市町村が拡大するよう府内自治体に働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助制度を創設してください。
⑥	2026年12月にこども性暴力防止法が施行。また、2027年度の報酬改定と同時にスタッフ研修制度が開始され、職種や実務経験を問わずすべての支援者が受講する必要があるなど対応に追われています。府として情報の発信と研修の実施などを行ってください。府としての動きを教えてください。
36	大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。

①	年々深刻さを加える家族介護から家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。中でも、自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備してください。
②	医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を、府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。
③	基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。
④	入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。
⑥	児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和6年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。
⑦	施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせたものとなるよう市町村に働きかけてください。
ア	知的障害のある方が、平日に受けている食事や排せつ・入浴等の直接介助や、ふらつきで転倒しないか、食べ物をのどに詰めたりしないか、薬はきちんと飲めているか等の見守り支援は、土日祝日になくなるわけではありません。職員の直接介助や、危険を未然に防ぐための見守り支援があってこそ、知的障害のある人は安心した暮らしができています。人によってその必要な程度は異なりますが、実態に合わせて31日の支給決定を行うよう市町村、国へ働き掛けてください。
⑧	入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重し、希望しない場合は大阪府内の自治体や相談支援事業所、入所施設が地域移行を押し付けることのないように指導・助言してください。本人が希望する場合でも、家族のサポート・支援ありきではなく、公のサポート・社会資源により地域での生活ができるよう、十分な整備を行ってください。また、国に対してすべての利用者を対象とした地域移行の意思確認の義務化については見直して、加算や減算などの報酬による支援の誘導は取り止めるよう求めてください。
37	安心して入居できるグループホームを整備してください。
③	高齢化・重度化に伴い、平日・休日を問わずホームでの日中支援が求められ、かつ、複数職員での対応が必要なケースが増えています。「日中支援加算」を改善して、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけると共に、大阪府としても独自に補助を行ってください。
④	利用者の重度高齢化に伴い、体調不良により日中活動を休んでグループホームで過ごしたり、スタッフによる通院介助が必要となることが増えています。家族の高齢化も進み、帰省ができなくなっている利用者も少なくありません。今後入所施設からの地域移行先としてグループホームが挙げられていることなど、グループホームで「生活の場」にふさわしい支援が行き届くよう報酬を抜本的に改善するよう国に求めるとともに、大阪府として支援策を講じてください。
⑧	グループホーム入居者の通院介助については「月２回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えている実態を踏まえて、必要とする通院回数と時間を増やすこと。通院介助は、慢性疾患の定期通院のみとなっていることを改め、緊急の通院でも利用出来るようにすること。グループホーム職員も通院支援できるようにすること。などの緊急時の対応に関して、報酬策定するよう国に求めるとともに、大阪府として補助を行ってください。
⑫	グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設に当たって、地域の了解を事業者にゆだねるだけでなく、最寄りの市町村も積極的に地域への理解・協力を広げるよう働きかけてください。
⑭	大阪府の「重度化対応の為の施設整備・修繕に補助(最大180万円)」においては、重度者の新規入居だけを前提とせず、既入居も対象としてください。スプリンクラーや介護浴槽等の整備も対象として認めてください。
③	医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。
41	ホームヘルパーが必要数確保・配置されるよう、大阪府として特段の措置を講じてください。
①	居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。大阪府として実態把握に務めるとともに、不足状態を解消しヘルパーが安心して働き続けられるよう国に強く働きかけてください。
④	居宅介護利用者が緊急時（怪我・病気・災害時など）に支援計画・支給決定に関わらず支給変更なしで必要なサービス（身体介護・通院等介助・家事援助）が柔軟に利用できるようにしてください。併せて、月々の支給量を生活実態に合わせて、その都度計画変更をしなくてもいいように柔軟に必要に応じて利用できる仕組みにしてください。
42	補装具・日常生活用具を拡充してください。
①	日常生活用具の給付について、特に聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と、聴覚障害 2 級以上を条件とする市町村が多いが、３～６級の聴覚障害者でも日常生活に難をきたす例が多いため「聴覚に障害のある者」に変更するよう府内市町村に働きかけてください。
②	生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」に限定せず、あわせて耐用年数で制約せず必要に応じて複数の支給を可能としてください。なお、複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、障害の等級に捉われず生活実態に応じた支給を行ってください。
④	重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費を助成してください。さらに、国に対して「盲ろうのカテゴリー」の設置を求めてください。
⑤	「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。
⑦	点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。
44	地域活動支援センターの制度を拡充してください。
①	府内の自治体間で「地域活動支援センター」事業の活用状況や運用に差が生じないよう、府として制度活用の周知徹底と積極的な活用促進を図ってください。
45	手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。きこえない・きこえにくいことを理由とする差別をなくし、手話言語による情報保障(合理的配慮)が確実に提供されるよう手話言語の普及および手話通訳者の配置を進めてください。
①	府内のすべての事業者（大阪府をはじめとする行政機関、医療機関を含む）に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。
②	府内のすべての公共施設に手話通訳者を配置してください。
47	相談支援の整備・拡充をすすめてください。
①	大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。
④	委託相談の委託費は消費税の対象となっています。基幹相談支援事業、委託相談事業を第二種社会福祉事業とするよう、国に強く働きかけてください。
⑤	市（区）町村が指定する特定相談支援事業所において、ろう者に合わせたコミュニケーション手段による相談支援を充実するため、ろう者当事者の相談支援専門員を配置するよう関係先に働きかけてください。
⑥	重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援Ｂ型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。
その他福祉施策	
49	旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などをうけた、全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。
①	二度と同様の問題を発生させないよう旧優生保護法による強制不妊手術について事務作業を担った大阪府の責任を明らかにすると共に、大阪府知事が被害者への対面による謝罪を行ってください。
②	大阪府発行の「衛生年報」によると、府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者は 1237 人以上とされ、この数は全国でも 3 番目に多いとされています。2024 年 7 月 3 日の最高裁大法廷判決に沿い、1 人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を行い、把握した実態を公表してください。
③	いわゆる旧優生保護法一時金支給法および補償金等支給法が、被害を受けたすべての人に行きわたるよう、現在の進捗状況を明らかにするとともに大阪府として必要な手立てを講じてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。
50	「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報　アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 104年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」（点字版）に加え、大阪市が実施している「電子版」（点字データ版）や(点字版)、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」（音声版）を給付するよう働きかけてください。
51	大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。
52	大阪府の障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の問題解決機能を強化のための検討協議を進めてください。差別解消の広報活動や相談・調整の役割は一定果たされているとは思いますが、問題を解決する（権利を守る）機能、権限、行政からの独立性等の在り方の検討を進めてください。
53	大阪府の障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の相談が、相談者の事情に応じてオンラインでも行えるようにしてください。
介護保険	
55	低所得者の介護保険料が免除されること。または、住民税非課税世帯の介護保険サービスの利用料が無償になるよう国に働きかけてください。
56	介護保険における「応益負担原則」を、早急に「応能負担」に改めるよう、国にねばりづよく働きかけてください。障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になって介護保険に移行したために、これまで経験したことのない負担が課せられることのないよう、大阪府として負担軽減措置を講じてください。
57	介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者(40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者)が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿った選択と自己決定での利用ができるように選択制を導入してください。

①	要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切ることは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。
②	介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5」の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。
③	市町村において、介護保険「移行ありき」の勧奨、障害福祉サービスの打ち切りを前提、サービスの上乗せを交換条件とするような勧奨をすることのないようにしてください。
文化・スポーツ・まちづくり	
59	盲導犬ユーザーに対する補助を行ってください。大阪府が定めている「補助犬育成事業」での盲導犬貸与事項を改めて、盲導犬にかかる医療費若しくは飼育費(エサ代)などに対して補助を行ってください。年間10万円以上の自己負担をしており、生活していく上で負担になっています。
60	障害者の社会参加と余暇活動を拡充してください。学校卒業後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に、文化活動・スポーツ活動・芸術活動などへ自主的に参加できるよう、身近な地域で気軽に利用できる活動拠点や居場所を確保してください。
61	手話施策推進法の定めるところに従い、デフスポーツの普及発展を図ってください。
①	デフアスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デフアスリートやデフアスリートを目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。
63	障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備を行ってください。
①	バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、少なくとも年に 1 回、完全無人化・時間帯無人化・改札無人化の駅と無人時間帯などの情報を収集して公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、その解決にむけて事業者への働きかけを行うとともに、大阪府としてなんらかの施策を講じるよう検討を行ってください。
②	府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分なためきこえない人・きこえにくい人は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。また、多くの視力障害者・肢体障害者は、タッチパネルによる装置に対応できません。駅の券売機をタッチパネル式のみとするのではなく、点字表記付のボタン式券売機を少なくとも１台以上残すように働きかけてください。
⑥	大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがある。安心して駅を利用できるように（ホームでの転落事故や電車とホームの段差での車いすの転倒事故があっても　、駅員が対応できるように）、府としても働きかけてください。
防災	
65	ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
①	発災直後の避難所における、ろう者に対する手話言語による情報保障に関する支援者の確保
②	広域避難時におけるろう者に対応した１５次避難所の開設
③	府が作成した防災講義動画について、手話言語による情報保障を行うこと
④	市町村に対する福祉避難所に関する情報公開の働きかけ
⑤	避難所におけるろう者に対する情報保障に関して聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン４）の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記するとともに、市町村に対する避難所へのアイドラゴン４設置の働きかけ
66	ろう防災士の増加方策を講じてください。発災時はもとより平常時においてもろう者のニーズを的確に把握するには手話言語による十分なコミュニケーションが必要不可欠で、ろう者当事者防災士による対応が必要となります。大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、ろう防災士を増やすため、抽選の際は当該講座に本邦人口に占めるろう者人口の割合を考慮したろう者枠を設けてください。
67	緊急災害時に支援団体としての当事者団体（とりわけ聴覚障害者団体など）との間で協定を締結することで名簿を提供し、当事者による戸別訪問が実現するよう基礎自治体に働きかけてください。
68	大阪府内の各自治体が全戸配布している防災マップや計画など（ハザードマップ以外）については、視覚障害に配慮したかたちで周知できるようにしてください。例えば国土交通省のホームページの「重ねるハザードマップ」のように、居住地に対応した災害情報を容易に理解できるよう音声ＣＤや触地図などで提供してください。
医療	
69	健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
①	医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。
②	院外調剤の自己負担を撤廃してください。
③	中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
④	重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。
70	障害児者のインフルエンザ・コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。
71	障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。
①	障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金（「差額ベッド代」）徴収を行わないようにしてください。
72	障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。
73	手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者(施設入居者を含む)が医療機関を利用(受診・入院他在宅医療も含む)する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。
①	地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について 2006 年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職の際、なかなか新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案がたびたび生じています。手話通訳者の待遇を改善し、早期の採用を可能とし、今後、手話通訳者が不在となる期間が発生することのないように働きかけてください。また、手話通訳の質的な担保がなされまま、手話通訳に従事しているとされる例も報告されていることから、手話通訳者の採用に当たっては応募条件に手話通訳士、または都道府県の登録通訳者であることを付すよう働きかけてください。
②	府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。
③	各医療機関と市町村が連携して、ろう者の入・通院（在宅医療も含む）に際して２４時間３６５日市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。
75	ＯＴＣ類似薬の保険外しは、障害者の新たな医療費負担増となり、障害の重度化を招き、健康に生きる権利を奪いかねません。医師が必要と認めて処方した薬の保険外しは止めるよう、国に強く働きかけてください。
労働	交渉項目無し
参政権保障	
89	投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。
90	公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。
①	点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。